

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

株式会社 錢高組
大阪府大阪市西区西本町2-2-4

2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和 4 年 6 月 15 日～令和 4 年 8 月 14 日 (2 ヶ月)

近畿区域(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)

3 指名停止理由

株式会社錢高組元支店長は、近畿中部防衛局発注の岐阜(2)評価施設新設建築その他工事において、近畿中部防衛局職員(当時)から入札情報を得て不正に落札したとして、令和4年5月31日、官製談合防止法違反及び公契約関係競売等妨害の罪で起訴された。

このことが、農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領別表第2第8号イ(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当するため。

4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第2第8号イ(公契約関係競売等妨害又は談合)

(農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領)
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象区域
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人(使用人においてはイに掲げる場合に限る。)が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。) イ 当該区域内の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から 当該区域を対象として 2ヵ月以上12ヵ月以内